

参考資料

鉄道・バス事業者のバリアフリー化の取組

第2回中野区バリアフリー基本構想改定協議会

1.移動等円滑化取組計画など各社のバリアフリーに関わる計画

JR東日本「2024年度 移動等円滑化取組計画書」より

(1)ハードの取組み

バリアフリー法に基づく移動等円滑化および安全性向上に向けて、駅のエレベーター、バリアフリースイレ、およびホームドア等を整備し、車両については、新造時にバリアフリー化された車両を導入します。

※ホームドア:2031年度末頃までに東京圏在来線の主要路線330駅758番線に導入

(2)ソフトの取組み

- ① 当社社員を含む社会全体でお困りの方を見守り、必要に応じてお手伝いする共生社会の実現を目指します。
- ② 駅・車両を利用しやすくするため、お客さまに対してわかりやすい情報提供を行います。
- ③ 心のバリアフリー教育など、障害当事者を理解するとともに、お手伝いするためのスキルを向上させる教育を実施します。

※「多様なお客さまに安心・快適にご利用いただくために(移動等円滑化取組計画書)」
(<https://www.jreast.co.jp/company/csr/barrier free>)

2. 施設のバリアフリー化の従前、従後(具体的なバリアフリー化の取組)【ハード】

■バリアフリー経路(エレベーター等) ー中野駅ー

橋上駅舎建設によりエレベーター、バリアフリースイレ等の設備を拡充(2026年開業予定)



(現状)
コンコース～ホーム間移動を
車いす用階段昇降機にて対応

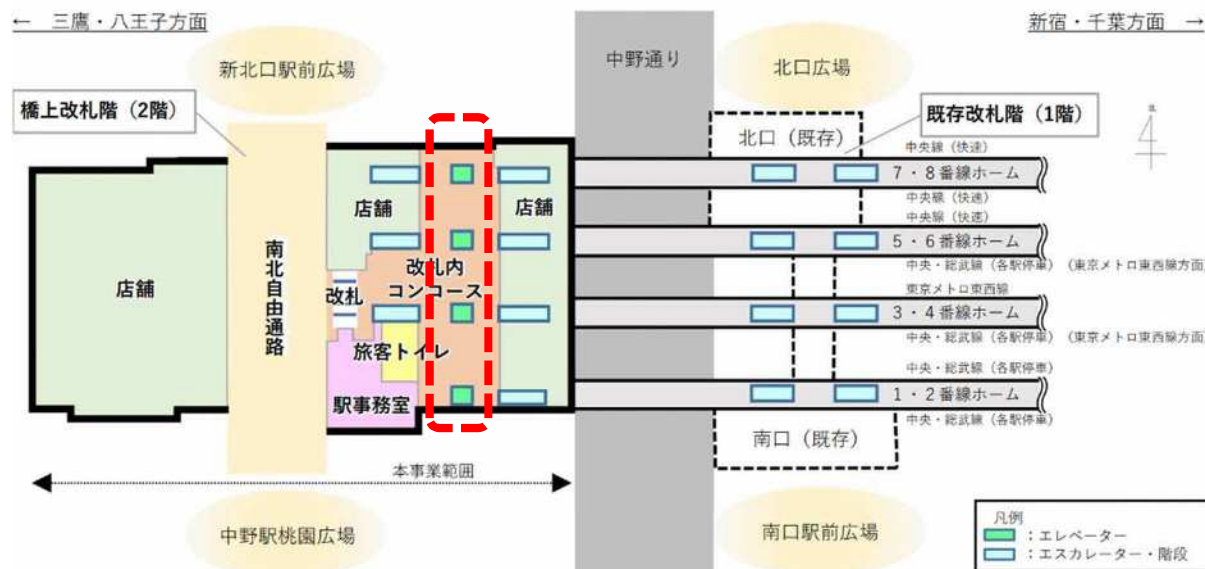


(駅改良後)
エレベーター新設予定

■ホームドア ー東中野駅ー



(2023/12/16日始発～供用開始)



ドア・床面案内表示

JR東日本プレス「中野駅西側南北通路及び新駅舎整備・駅ビル開発の概要について」より
(https://www.jreast.co.jp/press/2023/20230901_ho01.pdf)

■ バリアフリートイレ 中野駅



東中野駅



■ 触知案内 中野駅



触知案内図を各所に整備

■ わかりやすく見やすいサイン等 中野駅



東中野駅



色や大きさを意識し、誰にでもわかりやすく、見やすいサインを整備

2. 施設のバリアフリー化の従前、従後(具体的なバリアフリー化の取組)【ソフト】

■サービス介助士取得の推進

2027年度までに社員取得率80%目標
(中野営業統括センター※ 2024年7月1日時点 86.6%)

JR東日本グループレポート2023
(https://www.jreast.co.jp/eco/pdf/pdf_2023/p004-037.pdf)

※東中野駅、中野駅、高円寺駅、阿佐ヶ谷駅、荻窪駅、西荻窪駅 計6駅の実績

■ご利用マナー Q&Aの公開

在来線車両の優先席付近にステッカーの掲示

優先席・フリースペースのご案内

さまざまなお客さまが安心して快適にご利用できるよう
優先席を普通列車の各車両に設置しています。



※ご高齢の方やお体の
不自由な方、内部障がい
のある方、乳幼児をお
連れの方、妊娠されて
いる方等。

ヘルプマークとは?

ヘルプマークとは、外見からわからなくても援助や配慮を
必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを
知らせ、援助を得られやすくするマーク(JIS規格)です。
在来線の優先席付近にヘルプマークステッカーを掲出
しています。



■「声かけ・サポート」運動の実施

2024年9月2日(月)～10月31日(木)



「声かけ・サポート」運動 強化キャンペーンの実施について
(https://www.jreast.co.jp/press/2024/20240820_ho02.pdf) 4

移動等円滑化取組計画書

2024 年 6 月 30 日

住 所 埼玉県所沢市くすのき台一丁目 11 番地の 1
事業者名 西武鉄道株式会社
代表者名（役職名及び氏名）取締役社長 小川 周一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

【段差解消】

当社は、1 日あたりの乗降人員が 3 千人以上の駅について段差解消が終了している。今後は、“ホームからの転落防止”と、“車両のバリアフリー化”を中心に進めていく。

【ホームからの転落防止】

可動式ホーム柵は、2023 年度までに 1 日あたりの乗降人員が 10 万人以上の 6 駅 22 番線にて整備を完了した。2024 年度以降は、池袋駅（1 番, 7 番, 特急ホーム）、中村橋駅、富士見台駅、練馬高野台駅、石神井公園駅、新桜台駅、東村山駅、新所沢駅への整備を進める。

内方線付き点状ブロックは 1 日あたりの乗降人員が 3 千人以上の駅への整備完了している。なお、2024 年度以降は、バリアフリー料金制度を活用し、内方線が未整備の 3 駅について、内方線付き点状ブロックの整備を進める。

【列車運行情報提供システム整備】

輸送障害が発生した際、文字情報と路線図によりわかりやすく運行情報を提供する。2024 年度は西所沢駅・小手指駅・西武球場前駅・西武新宿駅（北口）・高田馬場駅（戸山口）・新所沢駅・狭山市駅・国分寺駅（中央口・新口）・小川駅・武蔵境駅への新設の他、老朽化した設備の更新を実施する。

【車両の更新】

バリアフリー化された新型車両の導入を推進し、順次置き換える。

（２）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

駅施設案内用の触知案内板は、1 日あたりの乗降人員が 3 千人以上の駅で整備完了

している。2024 年度以降は、1 日あたりの乗降人員が 3 千人未満の駅へ鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し整備を進める。

また、障害者や高齢のお客さまにも安心してご利用いただくために、新たにユニバーサルマナー検定（鉄道）をミライロ社と共同開発し、2022 年度より資格取得を進めている。今後もお客さまにやさしい鉄道を目指し、駅係員全員が資格を取得するように推進する。

※上記記載の乗降人員については、2019 年度（コロナ禍前）の数値とする。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
内方線付き 点状ブロック整備	2024 年度 東吾野駅整備予定
車両の更新	バリアフリー化に対応した新型車両の増備（40000 系車両）

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による、設備を使用した駅務の提供	車いすご利用のお客さまの円滑な乗降補助として、車両とのすき間およびホームの段差に対して渡り板を使用してお案内している。また、乗降駅への案内連絡方法として、スマートフォンを使用した車いすご利用のお客さまご案内業務支援システムによる運用を行っている。 聴覚障害をお持ちのお客さまに対しては、筆談器やタブレットの筆談アプリを使用したご案内、QR コードを活用した運行情報等の提供を行っている。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による旅客	お困りのお客さまへの積極的なお声がけのほか、車いすや白

支援	杖をご利用のお客さまやご高齢のお客さまから介助依頼を受けた際は、列車の乗降支援を継続して実施する。
----	---

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
西武線アプリ 音声案内の整備	公式スマートフォン向けアプリ「西武線アプリ」について、継続して利便性向上を図る情報を提供する。 1日あたりの乗降人員が3千人以上の駅について、音声案内の整備を完了した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員への教育	駅係員および乗務員にはお客さまサポートマニュアルを配付し教育を実施。お客さまへの積極的な声掛けや誘導対応ができるようにしている。また、入社時をはじめ定期的に接遇教育を実施している。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用者に対する啓発活動	駅構内に、ポスター等を掲出し、高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての啓発活動を行う。 車内アナウンスや車両へのステッカーの貼付け等を通じて、優先席や車いすスペースの利用について旅客へ周知を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ 本社勤務、技術系職員全員へバリアフリーに対する理解度の向上を図るべく、e-ランニングにて「バリアフリーについて」の教育を行う。
- ・ 行政からバリアフリー基本構想作成のための協力依頼等があれば、必要な協力をを行い、公共交通事業者としての責務を果たしていく。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当社 HP（インフォメーションページ）に掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

2024年5月9日

2024年度 鉄道事業設備投資計画

西武鉄道 過去最大の総額334億円

「沿線価値向上」・「デジタル化」・「働きがい向上」へ積極的に投資

西武鉄道株式会社（本社：埼玉県所沢市、社長：小川 周一郎）は、本日西武ホールディングスが公表した長期戦略ならびに中期経営計画に基づき、安全・安心・快適をキーワードとした価値向上と持続的発展を通じ、住みたい沿線・訪れたい沿線となるために取り組んでまいります。これらの戦略の初年度となる2024年度は、安全・安心なサービスの更なる追求を事業の根幹に「沿線価値向上」・「デジタル化」・「働きがい向上」を重点テーマに、西武鉄道過去最大※となる総額334億円の鉄道事業設備投資を実行し、次年度以降も見据えた沿線価値創造に取り組んでまいります。

※自社投資額のみ

＜2024年度 鉄道事業設備投資の概要＞

【事業の根幹】安全・安心なサービスの追求

「より安全な」・「より快適な」設備の追求

- (1) より安心してご利用いただけるバリアフリー設備へ
 - ホームドア整備、運行情報提供設備の整備、エレベーター・エスカレーター更新
- (2) より安全な踏切へ
 - 高規格な踏切支障検知装置の新設・更新、特殊信号発光機のATS連動化、踏切異常検知システムの新設
- (3) 車内／駅構内の安全確保・防犯対策・事故分析等への活用へ
 - 車内防犯カメラ・ドライブレコーダーの整備推進

重点テーマ① 沿線価値向上

次世代の新宿線に向けて

- 連続立体交差事業（中井～野方駅間、東村山駅付近、井荻～西武柳沢駅間、野方～井荻駅間）入曽駅 東西自由通路・橋上駅舎整備工事

※2025年度以降も、新宿線の有料着席サービス刷新や西武新宿の新たな地下通路整備の計画などに取り組み、新宿線のバリューアップを積極的に推進します。

より環境にやさしい西武鉄道へ

- 40000系通勤車両導入、サステナ車両導入、LED照明導入

重点テーマ② デジタル化

次の時代を見据えた技術革新への基盤づくり

- タッチ決済による乗車サービスの実証実験、無線式列車制御（CBTC）システム実証試験、運行管理システム（SEMTRAC）更新

重点テーマ③ 働きがい向上

働く社員の職場環境の改善・整備

- 働きがいのある環境づくりや職場環境の整備により、従業員の満足度向上へ

詳細は、別紙のとおりです。

【別紙】

2024年度 鉄道事業設備投資計画について

【事業の根幹】安全・安心なサービスの追求

「より安全な」・「より快適な」設備の追求

ご利用いただくお客さまと西武線沿線にお住まいの方々の安全な暮らしを最優先に考えた安全対策投資に重点をおくとともに、今まで以上に快適にご利用いただけるサービスの提供を目指します。

(1) より安心してご利用いただけるバリアフリー設備へ

鉄道駅バリアフリー料金制度を活用したバリアフリー設備の整備を引き続き推進します。

・ホームドア整備

これまで整備を進めてきた1日あたりご利用者数10万人以上※の駅(池袋駅、練馬駅、西武新宿駅、高田馬場駅、所沢駅、国分寺駅)のほか、2023年度より10万人未満の駅への整備に着手しており、引き続き整備を進めます。2024年度は練馬高野台駅と石神井公園駅の稼働を目指します。

※ご利用者数は2019年度実績を基準としております。

【今年度稼働を目指す駅 2駅6番線】

練馬高野台駅、石神井公園駅

【整備に着手している駅 6駅17番線】

池袋駅(1番・7番・特急ホーム)、中村橋駅、富士見台駅、新桜台駅、東村山駅、新所沢駅

【整備に向けた検討を進める駅 3駅8番線】

大泉学園駅、花小金井駅、小平駅

※下線箇所は、昨年度公表計画から更新している箇所です。



・運行情報提供設備の整備

当社線および他社線の列車運行状況や列車の発着状況を表示するご案内設備の整備を進めます。現在ターミナル駅や乗換駅を中心に整備している列車運行情報提供システムの設置駅を拡大するほか、西武線アプリの機能を活用したサイネージの新設を進めます。



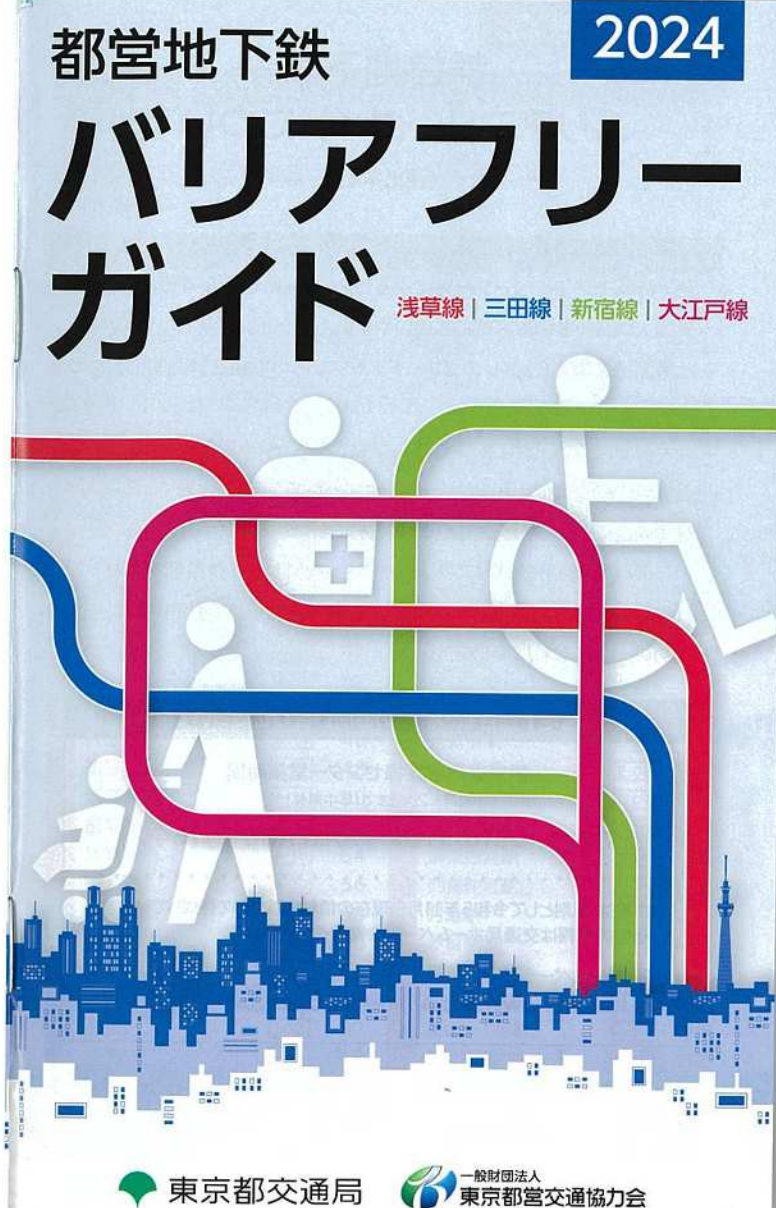
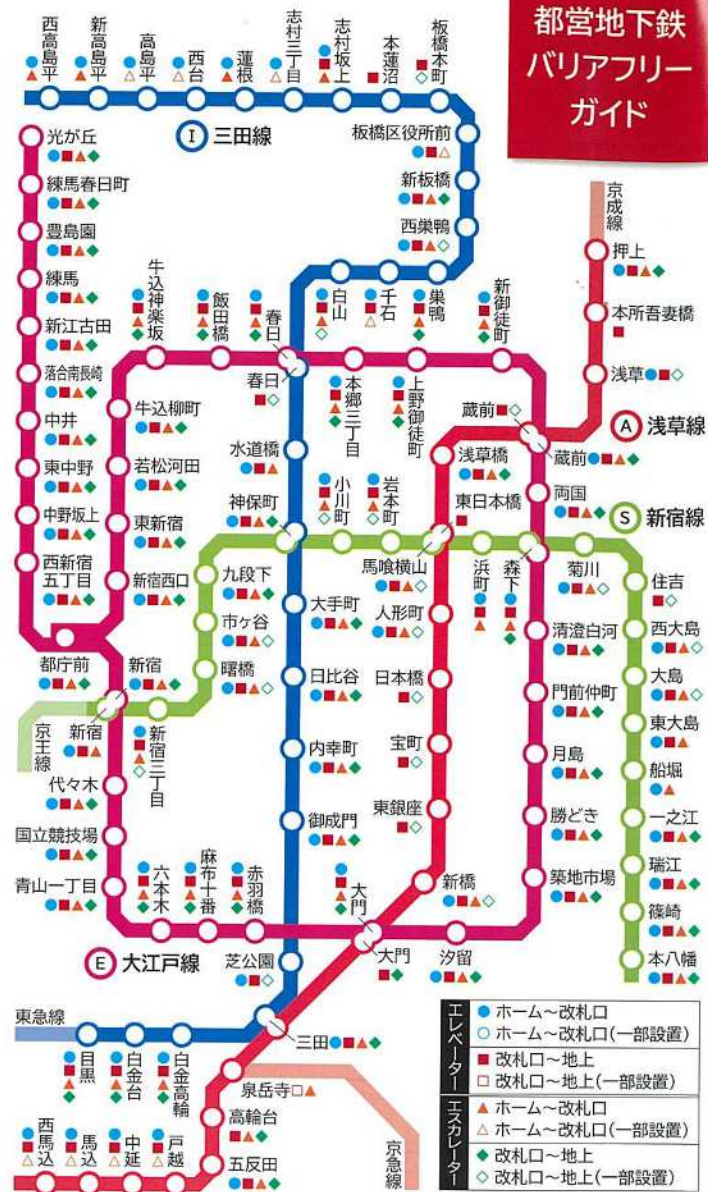
列車運行情報提供システム ディスプレイ



西武線アプリの機能を活用したサイネージ

・エレベーター・エスカレーター更新

鉄道駅バリアフリー料金を活用し、新たなバリアフリー設備の整備に加え、老朽化したエレベーター・エスカレーターの更新も推進します。



都営地下鉄 バリアフリーガイドについて

令和6年4月

東京都交通局では、お客様により便利で快適に御利用いただけるよう、全ての駅でのエレベーター等による1ルート確保を完了するとともに、外国人や高齢者のお客様にも使いやすいよう、トイレの洋式化や、機能性と清潔感を備えたトイレのグレードアップなどの取組を計画的に進めております。

今後も誰もが円滑に移動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、地下鉄駅のバリアフリー化をより一層推進するとともに、駅の快適性の向上に努め、より利用しやすい公共交通機関を目指してまいります。

この「都営地下鉄バリアフリーガイド」は都営地下鉄各駅のバリアフリー設備を詳しく掲載しております。お客様に安心して御利用いただくための一助になれば幸いです。

都営地下鉄各駅の詳細のお問い合わせについては

都営交通お客様センター営業時間
9時～20時まで(年中無休)

TEL.03(3816)5700 FAX.03(3812)7640

※本書は、原則として令和5年11月末現在の情報に基づいて作成しています。
最新の情報は交通局ホームページを御覧ください。

ホームページアドレス
<https://www.kotsu.metro.tokyo.jp>



CONTENTS

バリアフリー施設一覧表

A 浅草線	8
I 三田線	10
S 新宿線	12
E 大江戸線	14

エリアマップ

広域エリア	18
新宿エリア	20
飯田橋・春日エリア	22
日比谷・大手町・日本橋エリア	24
六本木・麻布十番エリア	26
浅草・蔵前・押上エリア	28
バリアフリービクトの凡例、のりかえ・出口案内のみかた	30

駅構内案内図

浅草線	五反田駅	A-05	32	新宿線	九段下駅	S-05	78
	泉岳寺駅	A-07	34		小川町駅	S-07	80
	三田駅	A-08	36		馬喰横山駅	S-09	49
	大門駅	A-09	38		森下駅	S-11	82
	新橋駅	A-10	40		住吉駅	S-13	84
	東銀座駅	A-11	42		本八幡駅	S-21	86
	日本橋駅	A-13	44		新宿西口駅	E-01	88
	人形町駅	A-14	46		東新宿駅	E-02	90
	東日本橋駅	A-15	48		飯田橋駅	E-06	92
	浅草橋駅	A-16	50		上野御徒町駅	E-09	94
三田線	蔵前駅	A-17	53	大江戸線	新御徒町駅	E-10	96
	浅草駅	A-18	54		清澄白河駅	E-14	98
	押上駅	A-20	56		門前仲町駅	E-15	100
	日比谷駅	I-08	58		月島駅	E-16	102
	大手町駅	I-09	60		汐留駅	E-19	104
	神保町駅	I-10	63		麻布十番駅	E-22	106
	水道橋駅	I-11	64		六本木駅	E-23	108
	春日駅	I-12	67		青山一丁目駅	E-24	110
	巣鴨駅	I-15	68		代々木駅	E-26	112
	新板橋駅	I-17	70		都庁前駅	E-28	114
新宿線	新宿駅	S-01	72		中野坂上駅	E-30	116
	新宿三丁目駅	S-02	74		東中野駅	E-31	118
	市ヶ谷駅	S-04	76		練馬駅	E-35	120

ひとにやさしい都営地下鉄

「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の趣旨を踏まえて駅のバリアフリー化を進めています。

東京都交通局では、全ての駅でエレベーター等による1ルート確保を完了しました。さらに、駅のバリアフリー化をより一層進めるため、乗換駅等でのエレベーター整備や、バリアフリールートの複数化を進め利便性の向上を図っていきます。また、ご高齢の方、お身体の不自由な方や乳幼児をお連れの方などにも御利用いただける「バリアフリートイレ(車いす使用者対応トイレ)」、車いす利用の方にも利用しやすい低位型自動券売機や、駅構内の施設を点字や音声で御案内する「触知図案内板」なども設置しています。

今後も順次計画的に駅のバリアフリー化を進め、どなたにも利用しやすい駅を目指していきます。



地上と改札フロアを結ぶエレベーター



ホームドア(可動式ホーム柵)

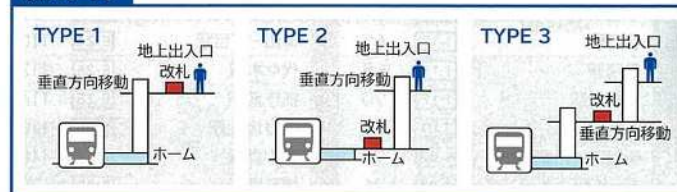


エスカレーター



低位型自動券売機

駅の種類



プラットホームと車両の
段差と隙間の状況はコチラ！



都営地下鉄におけるホームドア整備

交通局では、平成12年度に営業中の路線として全国で初めて、三田線にホームドアを整備しました。その後、ホーム上の安全対策としてだけでなく、バリアフリー設備としても需要が高まる中、平成25年度に大江戸線で整備するなど、ホームドアの整備において、公営交通事業者として先導的な役割を果たしてまいりました。

平成12年(2000年)8月10日	三田線 整備完了
平成25年(2013年)4月27日	大江戸線 整備完了
令和元年(2019年)8月10日	新宿線 整備完了
令和5年(2023年)11月18日	浅草線(当局管理駅) 整備完了



バリアフリートイレ(車いす使用者対応トイレ)



列車運行情報表示装置



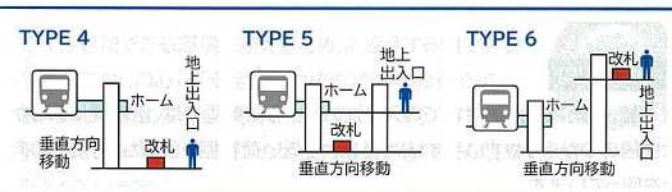
改札フロアとホームを結ぶエレベーター



触知図案内板



通路幅の広い改札機



ひとにやさしい都営地下鉄

車両のバリアフリー化

フリースペース

車いすを御利用のお客様、ベビーカーを御利用のお客様、大きなお荷物をお持ちのお客様等に御利用いただけるフリースペースを全ての列車に設置しています。一部の編成は全車にフリースペースを設置しています。

また、小さなお子様連れのお客様に安心して気兼ねなく電車を利用していただけるよう、令和元年7月から、一部の新型車両において、2か所のフリースペースに「子育て応援スペース」を順次設置しています。



子育て応援スペース

優先席、低い吊り手、
低い荷物棚、つかまり
やすい縦の手すり

優先席

全ての車両に優先席を設置しています。

車内点字シール

全車両の各ドアに点字シールを取り付けています。

低い吊り手

全車両に、「低い吊り手」を設置しています。

さらなる取組

浅草線、新宿線と大江戸線で導入を進めている新車両では、座席間に柔らかな曲線のつかまりやすい手すりや、従来より低い荷物棚を設置し、利便性の向上を図っています。

また、車内ドア上部に、光の点滅でドアの開閉を知らせる表示灯を設置したほか、2画面の液晶モニター(チカッ都ビジョン)で、列車の種別・行先などの案内情報の充実や、都政情報の発信など、さらなる取組を行っています。



浅草線5500形の車内点字シール

案内情報装置とドア開閉表示灯

AEDの設置

お客様が急に心肺停止状態等になられた場合に対応するため、全駅にAED(自動体外式除細動器)を設置しています。全ての駅係員が救命救急講習を受講しています。



AED(高輪台駅)

サービス介助士

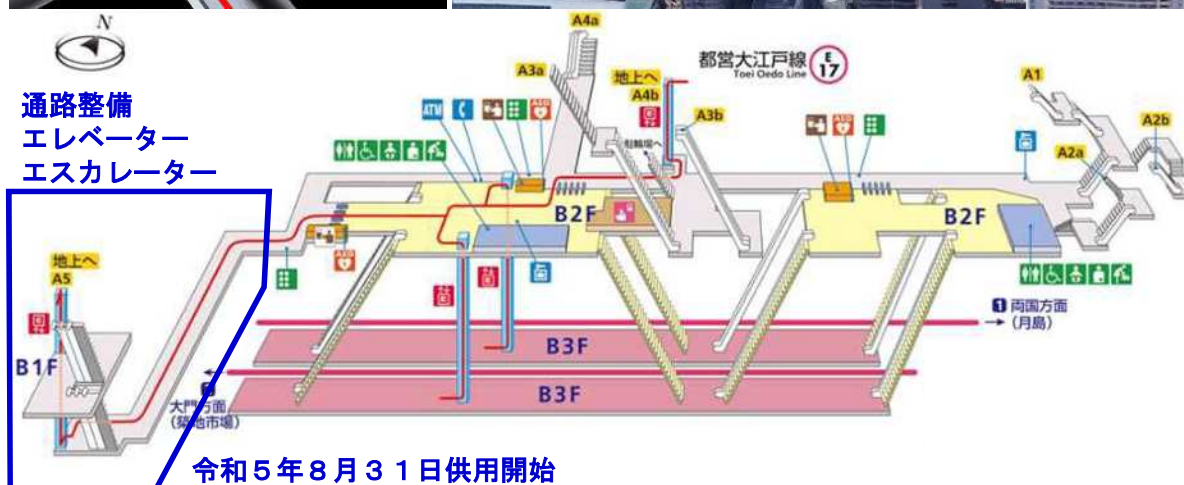
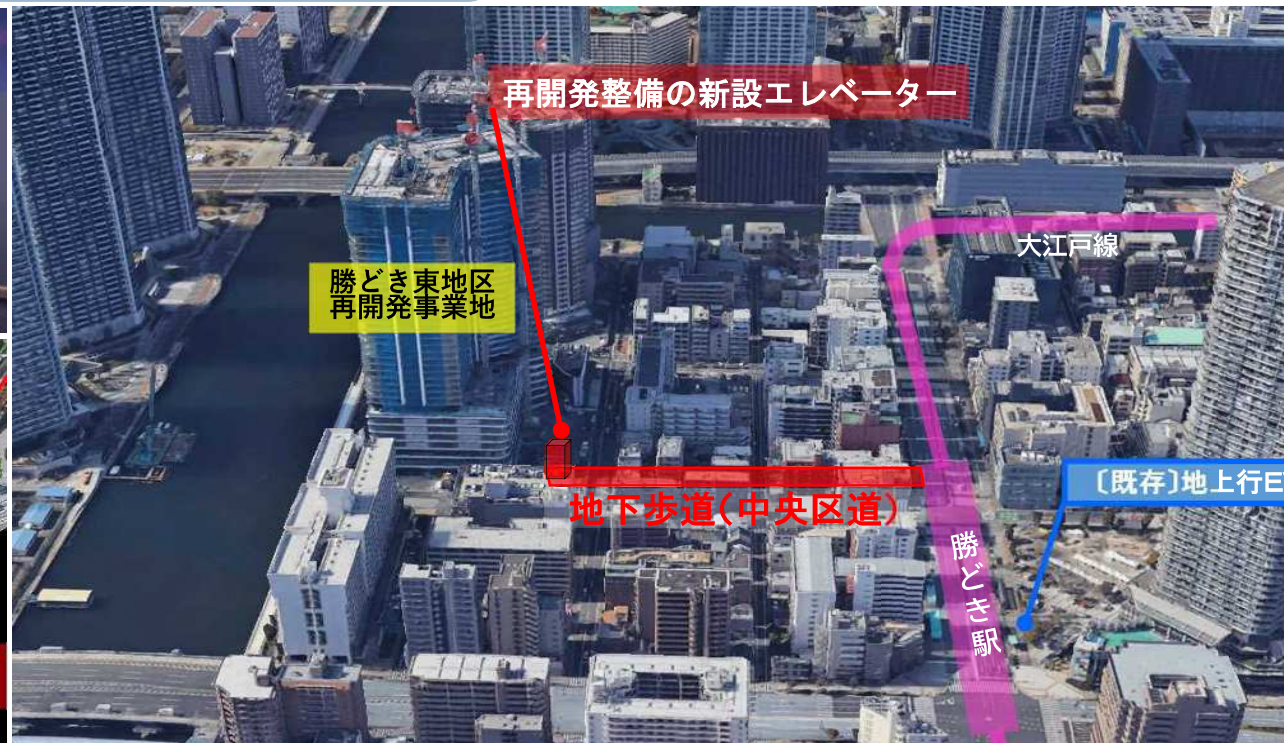
サービス介助士は、高齢の方やお体の不自由な方が、安心して社会参加できる環境を整えるため、お迎えする側に必要な「おもてなしの心」と「安全な介助技術」を学ぶ資格です。お客様に快適に安心して御利用いただけるよう、地下鉄の駅係員や乗務員がサービス介助士の資格を取得する取組を進めています。



バッジ

中野区バリアフリー基本構想改定協議会 バリアフリー化の取組事例紹介について

令和6年9月13日提出
東京都交通局建設工務部



【既存バリアフリールート】

- 1ルートは駅北側のA4bのEV1か所のみ

【バリアフリールートの複数化】

- 勝どき東地区の再開発と連携して

地下歩道を通じて、地上行エレベーターに接続

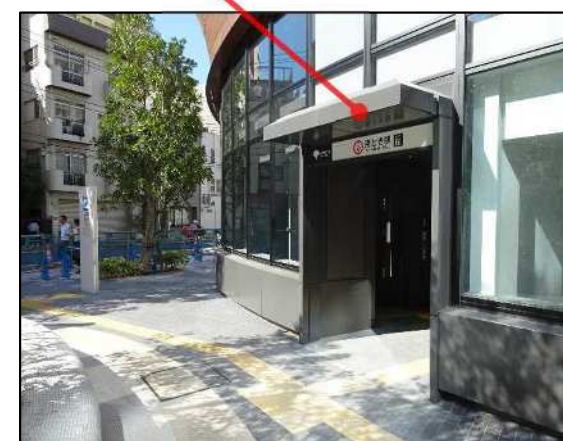
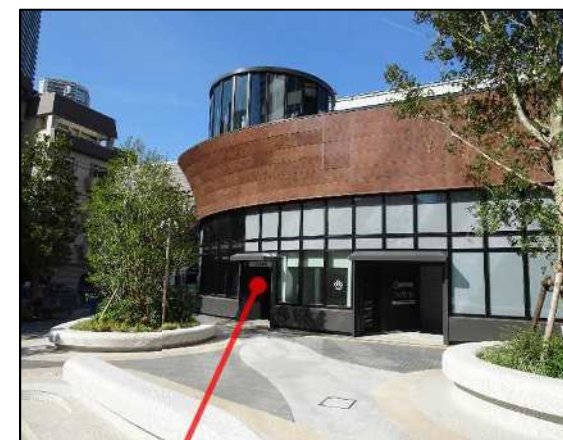
⇒ 幹線道路の横断解消

※再開発ビル内のバリアフリー施設

- ・エレベーター 18人乗り1基
- ・エスカレーター 2列型上下

中野区バリアフリー基本構想改定協議会
バリアフリー化の取組事例紹介について

令和6年9月13日提出
東京都交通局建設工務部



メトロ駅で実施しているバリアフリーに関するソフト面の対策について

【乗降情報の提供に伴うDX化】

・列車の乗車及び降車に介助を必要とされるお客様をご案内する際に、駅社員等が乗車駅で入力した乗車列車や乗車位置をはじめとしたご案内情報を降車駅に共有・連携できる「お客様ご案内用アプリ(社員用)」※1を使ったご案内を行い、お客様をお待たせする時間の短縮やヒューマンエラーの防止、業務の効率化等、さらなるお客様サービスの向上に努めています。

・駅構内のバリアフリー移動経路、ホームと車両床面の段差・隙間及び車いす対応トイレ等に関する情報を分かりやすくお届けするWebサービス「スムーズメトロ」※2を提供しております。

【サービス介助士の取得】

当社駅社員はサービス介助士の取得を必須とし、新入社員等については随時受講を進めております。

※サービス介助士とは、お身体の不自由なお客様等に安心してご利用いただけるような接客やお手伝いができるよう、公益財団法人日本ケアフィット共育機構が指定する研修を受講した者に与えられる資格です。

【バリアフリー研修の実施】

各現業職場では、「バリアフリー研修」において、お身体の不自由なお客様に対する接客のロールプレイングを年1回実施しております。また、本社主催の現業社員向け研修では、当事者を講師に招き職場の代表者を対象に年1回研修を実施しております。

これらに加え、「見守る目」の強化として、啓発ポスターの掲出※3を実施しております。

※1お客様ご案内用アプリ(社員用)



※2スムーズメトロ



※3啓発ポスター





2024年1月25日

視覚障がい者向けナビゲーションシステム 「shikAI」のサービス対象駅を拡大します！

1月29日(月)より4駅に新たに導入し、13駅に拡大します

東京地下鉄株式会社
リンクス株式会社

東京地下鉄株式会社(本社:東京都台東区、代表取締役社長:山村 明義、以下「東京メトロ」)及びリンクス株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:オサムニア モハメッド、以下「リンクス」)は、**2024年1月29日(月)より、視覚障がい者向けナビゲーションシステム「shikAI(シカイ)」(以下、「shikAI」)について、サービス対象駅として新たに4駅(大手町駅、四ツ谷駅、溜池山王駅、国会議事堂前駅)を追加し、13駅(路線別 20駅)に拡大します。**

「shikAI」は、駅構内の点字ブロックにQRコードを設置し、iPhoneのカメラで読み取ることで、現在地から目的地までの駅構内での移動ルートを導き出し、音声で目的地までご案内するアプリです。視覚障がい者の方に安心して駅をご利用いただくことを目的に、「Tokyo Metro ACCELERATOR 2016」で最終審査を通過したリンクス(「プログレス・テクノロジーズ株式会社」から独立)が、2017年に開発をスタートし、2021年1月にアプリとして公開しました。これまで、明治神宮前駅や豊洲駅などを含む9駅(路線別 10駅)で展開し、ご利用いただいております。

このたび、視覚障がい者の方のご利用が多い乗換駅4駅(大手町駅、四ツ谷駅、溜池山王駅及び国会議事堂前駅)において乗り換えルートをご案内するサービス対象駅を新たに追加します。

※当アプリは視覚障がいのない方でもお使いいただけます。

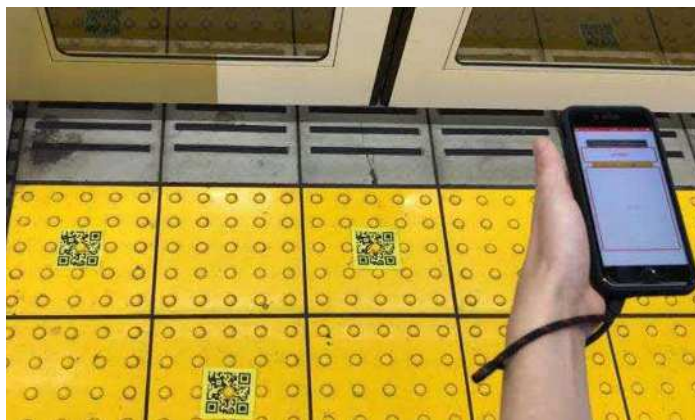
東京メトロとリンクスは、全てのお客様が便利に安心して駅をご利用いただけるよう、今後も「安心な空間」の整備に取り組み、一人ひとりの活き活きとした毎日に貢献してまいります。詳細は別紙のとおりです。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※shikAIはiPhone専用アプリケーションです。



ご利用時のイメージ



QRコード設置イメージ

視覚障がい者向けナビゲーションシステム「shikAI」サービス対象駅拡大 詳細

1 「shikAI」サービス対象駅

追加対象駅	・大手町駅（丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線） ・四ツ谷駅（丸ノ内線・南北線） ・溜池山王駅（銀座線・南北線） ・国会議事堂前駅（丸ノ内線・千代田線）	4駅 (路線別 10駅)
既存対象駅	・明治神宮前(原宿)駅（千代田線・副都心線） ・新木場駅 ・辰巳駅 ・豊洲駅 ・護国寺駅 ・東池袋駅 ・北参道駅 ・西早稲田駅 ・外苑前駅（銀座線） 有楽町線 副都心線	9駅 (路線別 10駅)
合計		13駅 (路線別 20駅)

2 対象駅追加日

2024年1月29日(月)～

3 「shikAI」の概要

「shikAI」(読み:シカイ)

駅構内の点字ブロック上またはその付近に QR コードを設置し、「shikAI」でその QR コードを読み取ることで、現在地から目的地までの駅構内の移動ルートを導き出し、音声で進む方向や距離を伝えることで目的地までご案内します。



4 ご利用方法

- ① iOS14.0 以降に対応する iPhone をご用意の上、App Store にて「shikAI」と検索し、アプリをダウンロードします。 ※Android には対応しておりません。
- ② アプリを起動し、アカウント作成画面にて、視覚障がいの有無等の情報を入力します。
- ③ メインメニューでナビゲーションを選択し、ナビゲーションメニューが表示されたら、点字ブロック上の QR コードを読み込みます。 ※選択はスワイプとダブルタップにて操作します。
- ④ QR コードを読み込むと目的地選択画面が表示されるので、目的地のカテゴリ、目的地を順に選択します。
- ⑤ 目的地が選択されると画面がナビゲーションメニューに戻り、音声ガイドが開始されます。ガイドに従い点字ブロックに沿って移動し、移動先の QR コードを読み込むと次の移動先への音声ガイドが提供され、目的地までナビゲートします。

※iPhone, App Store は、米国およびその他の国で登録された Apple Inc.の商標です。



5 利用料金

無 料（通信料はお客様ご負担となります。）

6 お問い合わせ先

東京メトロお客様センター <https://www.tokyometro.jp/support/index.html>
リンクス公式 WEB サイト <https://www.linkx.dev>

以上

移動等円滑化取組計画書
(乗合バス車両)

2024 年 6 月 14 日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
- ・当社が保有する乗合バス車両は、2023 年度末時点でノンステップバス導入率は 81.6 %乗車定員数の多いワンステップバス導入率は 17.9 %である。今後、全ての車両をノンステップバスに置き換えていく。
 - ・高速道路を走行する車両について、現在、バリアフリー対応車両は2台在籍している。今後、事業計画により新車導入時にはバリアフリー対応バスを検討していく。
- (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項
- ・新人運転士全員対象に新人運転訓練においてバリアフリー研修を実施しているが内容を充実させる。その他の運転士に対してもバリアフリーに関する教習適宜実施してし、内容を充実させる。
 - ・指導教育実施者の運行管理者、補助者に対しては順次、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に参加させる。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・2024 年度、25 台導入する。 (内、試験的にフリースペースを設けた車両を2台導入する。)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準小遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員等の操作が必要な設備を用いた役務の提供	車椅子固定用装置やスロープ等による必要な役務を行えるよう、職員の教育・訓練を実施する。次世代型電動車椅子対応や大型二人乗りベビーカー対応について教育を行う。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サポートマネージャー研修	指導教育実施者の運行管理者、補助者に対しては順次、交通エコモ財団主催の「交通サポートマネージャー認定研修」に参加する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供	車内行先表示機のモニターの大きさを、22 インチから 27 インチに変更していく。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす・ベビーカーご利用のお客様に対して、円滑な対応の教育訓練	新人運転士全員対象に新人運転訓練においてバリアフリー研修を実施しているが内容を充実させる。その他の運転士に対しても、適宜バリアフリーに関する教習を実施し、内容を充実させる。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等えお円滑に利用するために必要となる適正な配慮について旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内・ホームページ等で告知	当社ホームページにより利用できることを表示する。また、車両用ステッカーにより利用できることを表示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・お客様からのご意見、ご要望等を車内で共有し取組改善に活用する。
- ・管轄路線を運行している区、市、商店会などの自治体の会議に積極的に参加し協力体制を構築する。
- ・本社の運輸部をバリアフリーの主管部として推進していく。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
ノンステップバス	・2024 年度は変更予定なし	

V その他計画に関連する事項

記載された事項については、当社事業計画に位置付けられている。

移動等円滑化取組計画書
(貸切バス車両)

2024 年 6 月 14 日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
・当社が保有する貸切バス車両 8 台中、エレベーター付きバスを 1 台導入している。今後、事業計画を基に新車導入時に同種の車両導入を検討していく。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項
・エレベーター付き車両を利用したことがない利用者のために、乗降方法等についてウェブサイトにて紹介する。
・エレベーター付き車両の取り扱いについて、適宜、訓練を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター付きバス	事業計画を基に新車導入時にエレベーター付きバスの導入を検討していく。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の掲載	エレベーター付き車両の取り扱い及び車椅子固定用装置の取り扱いを行えるよう、教育、訓練を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降について介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の掲載	エレベーター付き車両を利用したことがない利用者のために、乗降方法等についてウェブサイトで引き続き紹介していく。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター付きバスの予約方法の周知	エレベーター付きバスの予約方法についてウェブサイトで引き続き紹介していく。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
訓練の実施	エレベーター付き車両の取り扱いについて、適宜、訓練を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適性な配慮について旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者等用施設のウェブサイト等への適切な表示	当社ホームページによりエレベーター付き車両であり、利用できることを表示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・障がい者を含む団体の予約の利便性を高めるため、ウェブサイトを活用する。 ・エレベーター取り扱い訓練やバリアフリー訓練を定期的実施する。 ・本社の運輸部をバリアフリーの主管部として推進していく。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

・当社ホームページで公表する。

VI その他計画に関連する事項

・記載された事項については、当社事業計画に位置付けられている。

第 1 号様式（日本産業規格 A 列 4 番）

移動等円滑化取組計画書

令和 6 年 6 月 27 日

住 所 東京都豊島区南池袋 1-16-15
事業者名 西武バス株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚田 正敏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

車両を更新する際には継続してノンステップバスへの代替を推進するとともに、車内外における情報提供の拡充や、乗務員への教育訓練の実施により、可能な限り多くの旅客支援の提供に努める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	交通バリアフリーに基づき、車両の更新に合わせて公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバスの導入を引き続き推し進める。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	車いす固定設備やスロープ等を用いた必要な役務の提供を行えるよう、マニュアルを用いて社員の教育・訓練を継続的に実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
お客さまへの乗降支援の実施	車いすをご利用のお客さまがご乗車される際には乗務員がスロープ板を設置するなど、可能な限りご利用されるお客さまの必要に応じた乗降支援を実施できるようにする。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内外における情報提供の拡充	車外にカラーLED行先表示器、車内においてはカラー液晶型案内表示器をそれぞれ設置する。また、行先・経路等に関する情報を音声により提供するための放送装置を設ける。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす・ベビーカーご利用のお客さまへの対応及び乗降支援に関する教育訓練	入社後、定期的に乗務員に対して行われる研修ならびに、営業所で全運転士を対象として定期的に行っている研修において体験型の訓練や教育に努める。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
走行中のバスのステップ形状のウェブサイト上への表示	お客さまがバスをご利用になる際に、ご利用になろうとするバス車両のステップの形状を事前に確認することができるよう、ウェブサイト上のバスロケーションシステムに当該車両がノンステップバスであるか否かを表示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

お客さまから寄せられた意見を社内で共有し、移動等円滑化の取組の改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当社のウェブサイト上に掲載する。

VI その他計画に関連する事項

- ・バス停留所の乗車位置への点字ブロックの設置に努めている。
- ・乗降口と停留所の隙間が小さくなるよう正着性の向上に努めている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

バス車内案内表示器（OBCビジョン）の大画面化

2画面タイプ搭載の車両



1画面タイプに更新後の車両



【乗合バス・貸切バス】

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和6年 7月 3日

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8-1

事業者名 東京都交通局

代表者名（役職名及び氏名） 局長 久我 英男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

1 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当局の保有する乗合バス車両については、平成24年度末に既に全車両をノンステップバスとしている。

また、平成30年度には、車内後方の通路の段差を解消したフルフラットバスを日本で初めて導入し、9営業所・支所にて29両を運行している。

貸切バス車両については、障害を持つお客様も安心して快適に利用できるよう、車椅子に乗ったまま乗車が可能なリフト付きの車両を令和元年度に3両導入した。

2 役務の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練等、広報・啓発に関する事項

（1）バス接近情報表示装置、デジタルサイネージ等を使用して、障害のある方に対し、運行情報を文字及び音声により提供できるよう、設備の点検を実施する。

（2）車椅子等を御利用のお客様が乗車する際には、必要に応じて、運転手によるサポートを行う。

（3）全車両に筆談具を設置し、お客様と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう配慮している。

また、バス車内の前方に設置している次停留所名を表示するモニターについて、後方からも見やすくするため、新たに導入している車両から、車内中央の天井にも順次設置する。

（4）乗務員等を対象として、高齢者や障害のあるお客様への接遇に関する研修を実施する。

また、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団による交通サポートマネージャー研修の受講を進める。

（5）車内放送等で、優先席の適正な利用に関する呼び掛けを随時実施する。

【乗合バス・貸切バス】

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	新たに導入する車両も全車ノンステップバス車両とする（令和6年度 72台導入予定）。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供	聴覚障害者からの求めに対して、筆談具を用いて応じられるよう、職員への教育を随時実施する。
設備を用いた情報提供	バス接近情報表示装置、デジタルサイネージ等を使用して、障害のある方に対し、運行情報を文字及び音声により提供できるよう、設備の点検を実施する。
職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	スロープ板等による必要な役務の提供を行えるよう、職員への教育を随時実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子ご利用のお客様の介助	車椅子等を御利用のお客様が乗車する際には、必要に応じて、運転手がスロープ板を設置するなどサポートを実施する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

【乗合バス・貸切バス】

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における案内サービスの充実	バス車内の前方に設置している次停留所名を表示するモニターについて、後方からも見やすくするため、新たに導入している車両から、車内中央の天井にも順次設置する。(令和4～6年度合計 240基設置)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	乗務員等を対象として、高齢者や障害のあるお客様への接遇に関する研修を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内サインの掲示	車内優先席において、高齢者、障害のあるお客様等の優先利用に関する案内サインを掲示する。
車内放送等での呼び掛け	車内放送等で、優先席の適正な利用に関する呼び掛けを随時実施する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・都営交通モニター調査により、施設、車両、接遇等に対する意見聴取を実施する。
- ・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取組の改善に活用する。

【乗合バス・貸切バス】

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当局ホームページに掲載 URL: https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/safety/initiatives_for_facilitation.html

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載した事項は、「東京都交通局経営計画 2022」で掲げた取組を中心に記載している。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

都営バス

都営バスは、主に東京都のJR山手線と荒川に囲まれた地域及び江戸川区の一部並びに多摩地域の一部で運行しており、令和4年度は一日平均約57万3千人のお客様にご利用いただきました。今後、少子高齢化の進行やそれに伴う生産年齢人口の減少等により、長期的には乗車数の大幅な増加が期待できないなど、事業環境は厳しくなっていくものと見込まれます。

こうした中、都営バスでは、停留所上屋・ベンチの新設、建替えや運行情報のインターネット配信など、お客様の利便性向上を図っています。また、ノンステップバス等のひとにやさしい車両の導入、燃料電池バス等の環境にやさしい低公害車両の導入、地元自治体から要望を受けたバス路線の運行など、公営交通として社会的役割も担っています。

また、経営の効率化を図るため、一部の営業所（支所）において「管理の委託（注）」を実施しています。



都営バス（乗合）の概要

令和5年4月1日現在

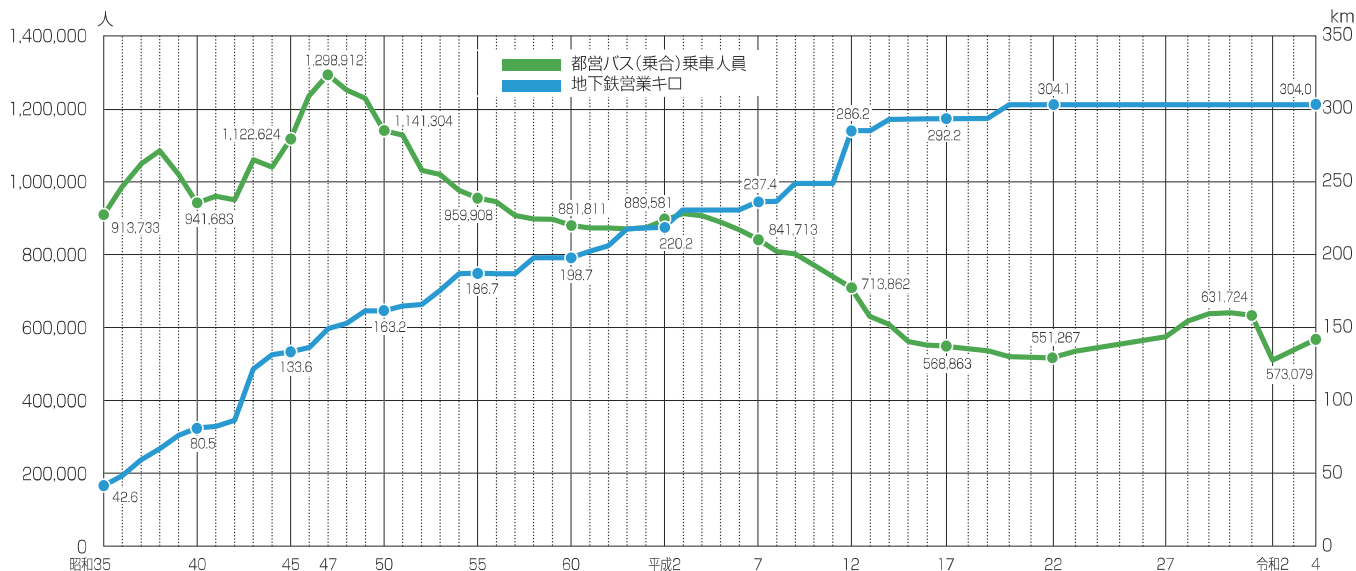
営業キロ	765.7km
系統数	128系統
系統総長	1,070.9km
平均系統長	8.4km
停留所数	1,552か所（ポール数3,831本）
車両数	1,448両※1
平均定員	76人
平均時速	10.5km/h※2
営業所数	12か所 他支所7か所

※1 江東区コミュニティバス「しおかぜ」を除く

※2 令和4年度の平均

（注）「管理の委託」とは、道路運送法に基づき、交通局が路線や運行ダイヤ、運賃の決定権を留保したまま、車両、営業所施設等を貸与し、運転業務、運行管理業務、車両整備業務を一体として他の事業者に委託することです。

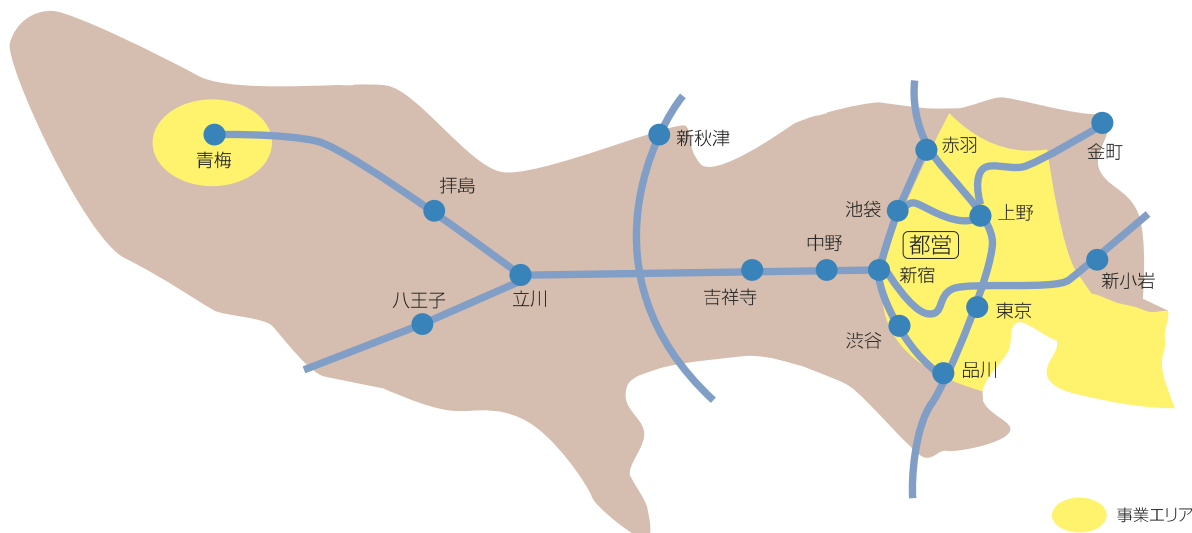
地下鉄営業キロ（注）と都営バス（乗合）乗車人員の推移（一日平均）



（注）「地下鉄営業キロ」は都営地下鉄と東京メトロの合計です。

都営バスの主な事業エリア

（注）道路運送法の需給調整規制（事業エリア）は平成14年2月に廃止されています。



〈安全・安心の確保〉

◆定期点検整備と日常点検◆

車両の定期点検整備のほか、毎日の運行前に日常点検を行っています。



▲乗務員による運行前の点検▲



▲営業所・自動車工場での整備▲



◆音声無線の導入◆

無線装置を全ての車両及び営業所等に装備し、運行管理や緊急時の連絡に活用しています。



▲IP無線（車載機）



▲IP無線（本局）

◆テロ対策・防犯対策◆

バスターミナルでの警戒や起終点での車内点検を徹底するとともに、テロ情報に対する警戒・緊急連絡体制を定めて対応しています。

また、バスジャックなどの不測の事態が発生した場合、緊急事態を周囲に知らせるSOS電光表示装置を導入しています。



▲SOS電光表示装置

◆酒気帯び出勤防止◆

始業・終業点呼等にアルコールチェックを実施するなど、酒気帯び出勤防止について、様々な取組を行っています。

アルコール検査▶



◆各種訓練◆

事故・災害等の異常時を想定した情報伝達訓練を毎年実施しているほか、関係機関と連携し、テロ対策訓練や消防訓練等を随時実施しています。



▲情報伝達訓練の様子▲



◆事故防止研修の充実◆

各営業所において、四半期ごとに乗務員を対象とした安全研修を実施しています。この研修では、座学だけでなく、バスの実車を用いるなど、乗務員が実際に体験する実技研修を取り入れています。



▲安全研修（座学）

◆バス運転訓練車の活用◆

バス運転訓練車は、運転手の視線を追跡・記録するアイマーカーコーダーや車内の揺れを計測する加速度センサー、前方や左側方の状況を記録する距離計やカメラ、乗客の車内移動を確認する安全確認装置などを搭載しています。これにより、実際の走行状況を記録し、乗務員は走行後ただちに客観的なデータを用いながら指導を受けることができます。



▲運転訓練車



▲運転訓練車車内の様子

◆ドライブレコーダーの活用◆

全車にドライブレコーダーを設置しています。記録された映像とデータを活用して、事故の原因を分析するとともに、乗務員の安全教育を実施して安全意識の向上を図っています。

◆交通安全教室の実施◆

各営業所において、地元の警察署と連携して、高齢者や小学生等を対象とした交通安全教室を実施し、バス車内における転倒や自転車との接触などの事故防止の啓発に努めています。



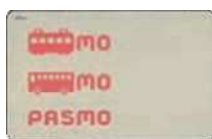
▲交通安全教室

〈輸送サービスの向上〉

◆PASMO(パスモ)◆

PASMOは、(株)パスモが発行する首都圏をはじめとした主な鉄道・バスで利用できるICカードです。都営バス全路線でご利用いただけます。

PASMOには、都営バスIC定期券、都営バスIC一日乗車券の発売が可能です。また、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOのご利用により、窓口においていただくことなく、都営バスIC定期券をモバイル端末(スマートフォン)に付加することもできます。



▲PASMO

PASMOは株式会社パスモの登録商標です。Apple PayはApple Inc.の商標です。



▲PASMO対応料金機

◆ToKoPo(トコポ)◆

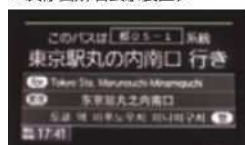
PASMOを活用したポイントサービス「ToKoPo(トコポ)」が利用いただけます。(「ToKoPo(トコポ)」については、P.8を参照)

◆次停留所名表示装置の更新◆

バス車内前方に設置されている次停留所名表示装置にフルカラー液晶ディスプレイを採用し、情報案内の充実を図っています。

平成29年度からは、車内後方からも見やすくするため、燃料電池バスとフルフラットバスの車内中央の天井にモニターを設置しました。さらに、令和4年度からは、ディーゼルバスを含めて更新する車両に同様のモニターを設置することとし、令和5年4月1日現在、198両に導入しています。

▼次停留所名表示装置▶



(車内前方)



(車内中央天井)

◆車内デジタルサイネージによる情報発信◆

バス車内にデジタルサイネージを設置し、便利な乗車券のご案内や鉄道運行情報、天気予報やニュースなど、多彩な情報発信を行っています。

令和5年4月1日現在、1,000両に設置しています。



▲車内デジタルサイネージ

◆バス案内用デジタルサイネージによる情報発信◆

都営地下鉄の改札口付近やバスターミナルにデジタルサイネージを設置し、運行情報等を多言語で案内しています。デジタルサイネージの特性を活かし、最新の運行状況を表示するとともに、タッチ操作により路線図を拡大して見やすく表示したり、QRコードにより手元のスマートフォンにのりば案内を表示させることができます。令和5年4月1日現在、24基設置しています。



▲バス案内用デジタルサイネージ

◆停留所の利便性の向上◆

お客様が停留所でバスを快適にお待ちいただけるよう、停留所の利便性の向上に取り組んでいます。

◆バス情報表示装置

バス車両の停留所への接近状況、乗車までの待ち時間、主要停留所までの所要時間など、多彩な情報をお客様に提供しています。

令和5年4月1日現在、189基を設置しています。



▲バス情報表示装置

◆簡易型バス接近表示装置

バス停留所の標識柱に、低コストで設置できる簡易型バス接近表示装置を設置しています。

令和5年4月1日現在、760基を設置しています。

また、平成28年度には、一部の接近表示装置を液晶型とし、英語による接近案内を開始しました。



▲液晶型接近表示装置

◆停留所上屋・ベンチの新設及び建替え

一定の歩道幅員があるなどの設置可能な場所に、上屋及びベンチの新設や建替えを行っています。新しいタイプの上屋は、景観に配慮したデザインで、雨風よけの強化ガラスを設置しており、お客様が快適にバスをお待ちいただけます。広告板のついたタイプの上屋は、その広告料収入により、上屋及びベンチの設置や維持管理の経費を賄っています。



▲広告付き上屋



▲上屋

◆運行情報の配信◆

時刻表や停留所へのバス接近情報等を、スマートフォン・携帯電話やパソコンからリアルタイムで確認できるサービスを提供しています。



▲トップページ



▲系統運行状況

都バス運行情報サービスURL <https://tobus.jp/>

◆バス路線の利便性向上◆

地域の実情やお客様のニーズに合わせた運行ルートやダイヤの見直しを適宜行い、利便性や効率性の向上を図っています。

また、バス専用レーン・優先レーンの設定や信号サイクルの見直しなど、関係機関に要請しながら、路線バスの走行環境を改善し、定時運行の確保を図っています。



▲バス専用レーン

◆貸切バス事業◆

学校行事や職場旅行などに利用できる観光バスを3両所有しています。3両全て車いすに乗ったまま乗車することができるリフト付き観光バスです。

また、路線バスの車両を使用した貸切も行っており、各種イベントの送迎などにご利用いただいています。

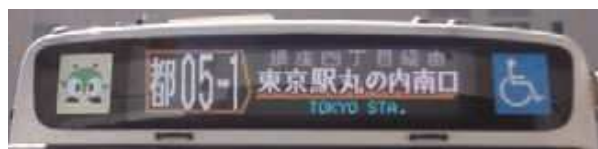


▲リフト付き観光バス

◆フルカラー行先表示器の導入◆

乗りたいバスを色でもわかるようにするため、バス車外に表示している行先表示器をフルカラー化する取組を行っており、令和5年4月1日現在、540両に導入しています。

また、令和3年度から、低コストで視認性の良い白色LEDの行先表示器も導入しています。



▲フルカラー行先表示器

〈ひとにやさしい都営バス〉

◆ひとにやさしい車両◆

平成11年度から更新する車両のノンステップ化を進め、平成24年度末に全ての車両をノンステップバス(注)としました。さらにより一層のバリアフリーを追求するため車内後方の通路段差を解消したフルフラットバスを平成30年12月25日に運行開始しました。これらのバスには、車いすスペースも確保し、スロープを利用すれば車いすをご利用のお客様もより容易にご乗車いただけます。

(注) ノンステップバスとは、どなたでも容易に乗り降りできるよう、床面高さを約30cmとし、ステップをなくしたバスです。



▲フルフラットバスの車内

ひとにやさしい車両導入状況

令和5年4月1日現在

	導入開始	内 容	車 両 数
ノンステップバス	H9.3	乗降口のステップをなくした、どなたでも乗り降りしやすい車両	1,448※1
フルフラットバス	H30.12	車両後方の通路にある段差を解消した車両	(29)※2

※1 江東区コミュニティバス「しおかぜ」を除く
※2 () の数は、車両数の内数



▲フルフラットバス



▲車いすスロープ

◆AEDの設置◆

お客様が急に心停止状態等になられた場合に対応するため、全営業所及び主要バスターミナル等にAED(自動体外式除細動器)を設置しています。

また、全ての乗務員が救命救急講習を受講しています。



▲AED(営業所設置)



▲救命救急AED講習

◆ベビーカー・車いすのご利用◆

車内には、ベビーカーや車いすを利用されているお客様に、安全に、安心してご利用いただくため、補助ベルト及び固定ベルトを搭載しています。

令和2年9月からは、二人乗りベビーカーにお子様を乗せたまま都営バスにご乗車いただける取扱いを一部路線で試行し、令和3年6月からは対象を都営バスの全路線に拡大しています。



▲二人乗りベビーカーでのご利用

◆筆談具の設置◆

全車両に筆談具を、営業所には筆談器を設置し、お客様との円滑なコミュニケーションが図れるよう配慮しています。



▲筆談具によるコミュニケーション



▲筆談器(営業所設置)

〈環境にやさしい都営バス〉

◆燃料電池バス◆

燃料電池バスとは、燃料となる水素と酸素を化学反応させて作った電気により、モーターを駆動させ、走行するバスで、走行時には水しか排出しない環境に優れたバスです。

都営バスでは燃料電池バスの導入に向け、平成27年7月、走行実証実験を行いました。平成28年度に2両を導入し、平成29年3月21日から、市販車では日本初となる営業運行を開始、令和5年4月1日現在、73両で運行しています。



▲燃料電池バス

◆最新の排出ガス規制(平成28年規制)適合車の導入

最新の排出ガス規制(平成28年規制)に適合するバスの運行を平成29年11月から開始しました。以下の技術等で規制をクリアしています。

- ①燃料の高圧噴射による燃焼最適化技術
- ②DPFと尿素水による排出ガス後処理技術
- ③総合的な電子制御技術



▲平成28年規制バス

◆環境にやさしい車両◆

更新する車両の全てを最新の排出ガス規制に適合したノンステップバスとし、NOx、PM(注)の削減に努めています。

(注) NOx 窒素酸化物、PM 粒子状物質

環境にやさしい車両導入状況

令和5年4月1日現在

	内 容		
	導入開始年	在庫車両数(両)	
アイドリング・ストップ&スタート装置付バス	バスの停止・発進に合わせエンジンの自動停止・再スタートを行う		
	H6.1	1,346	
	内 容		
	導入開始年	在庫車両数(両)	
新長期規制バス	平成17年 排出ガス規制(新長期規制)対応		
	H17.11	133	
	内 容		
	導入開始年	在庫車両数(両)	
新長期規制ハイブリッドバス	平成17年 排出ガス規制(新長期規制)対応		
	H19.10	71	
	内 容		
	導入開始年	在庫車両数(両)	
ポスト新長期規制バス	平成21年 排出ガス規制(ポスト新長期規制)対応		
	H22.10	452	
	内 容		
	導入開始年	在庫車両数(両)	
ポスト新長期規制ハイブリッドバス	平成21年 排出ガス規制(ポスト新長期規制)対応		
	H22.9	28	
	内 容		
	導入開始年	在庫車両数(両)	
平成28年規制バス	平成28年 排出ガス規制対応		
	H29.11	691	

※江東区コミュニティバス「しおかぜ」1両及び貸切登録車両5両を除く

◆ハイブリッド・ノンステップバスの導入

平成19年10月から運行を開始しました。

ハイブリッド・ノンステップバスは、バッテリー等を屋根に設置することで、ノンステップ化を実現しました。モーターによりエンジンの駆動力をアシストして低燃費であることから、CO₂の低減に寄与しています。

平成22年9月には、ポスト新長期規制に適合したハイブリッド・ノンステップバスの運行を開始しています。



▲ハイブリッド・ノンステップバス

◆環境(エコ)定期券制度◆

都営バスの通勤定期券をお持ちのお客様が、二親等以内の同居のご家族及びパートナーシップ宣誓制度で証明を受けている二親等以内のご家族に相当する同居の方と一緒に都営バスに乗車される場合、土・日・祝日等の適用日に限り、ご家族が割引運賃(大人100円・小児50円現金のみ)でご乗車いただける制度です。

（３）バリアフリー化の推進

東京都は、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの実現を目指している。都営バスもその一環として、どんなにでも、いつでも、どこへでも安全で容易に利用いただけるよう、先駆的事業として「人にやさしいバス車両」の導入等に取り組んできた。

ア 車両の導入

（ア）ノンステップバス以前の低床化の取組

バスの乗降口の段差は、特に足腰の弱い高齢者にとって負担であり、その対策として車両の低床化に取り組んできた。

平成3年4月に日本で初めて「超低床バス（乗降ロステップが1段、床面の地上高が約55cm）（平成14年度全廃）」を導入し、平成4年3月には、中扉ステップ部分をリフトにした「リフト付超低床バス（平成20年度全廃）」を導入した。

さらに、平成8年度に「リフト付らくらくステップバス（前扉側ステップが2段でステップ段差が約17cm、中扉側はリフト、床面の地上高が約64cm）」、平成10年度には中扉ステップ部分に格納式スロープ板を搭載した「スロープ付らくらくステップバス」を導入し、高齢者や車いすを利用されるお客様の利便性向上を図っていた。

ノンステップバスの普及拡大により、これらの低床バスは平成23年度までに全て廃車となった。

（イ）ノンステップバス

平成9年3月に、当時の運輸省の指導の下、先駆的事業として、「超低床ノンステップバス」2両を試験的に導入し、営業運行を開始した。

この車両は、誰もが容易に乗り降りできるよう、床面の地上高を超低床より更に低い30cmとし、ステップをなくしたバスで、ニーリング（車高調整）装置の併用により車高を更に5～7cm下げることにより、歩道と床面がほぼ同じ高さになるよう工夫されている。

また、スロープ板を使用して車いす利用者の乗降もより円滑にしている。

令和2年12月に改正された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（国土交通省）において、令和7年度末までにノンステップバスの導入割合を全国で約80%とする目標が示されているが、都営バスでは、平成24年度末で全車のノンステップバス化が完了した。

（ウ）フルフラットバス

ノンステップバスは、車内後方の通路に段差があることにより、車内前方が特に混雑しやすく、乗り降りに時間がかかるため、運行の遅れにつながることもある。この段差を解消できれば、高齢者をはじめ誰もが車内後方まで移動しやすくなり、前方の混雑を緩和することが期待できる。

このため、東京2020大会や今後の更なる高齢化を見据え、より一層のバリアフリーを追求するため、車内後方の通路段差を解消したフルフラットバスを日本で初めて導入し、平成30年12月25日から都02系統（大塚駅～錦糸町駅）で運行を開始した。

令和5年4月1日現在、小滝橋、杉並、巣鴨、北、千住、南千住、江戸川、深川及び有明の9営業所・支所で合計29両が運行している。

イ ベビーカー・車いすのご利用

バス車内には、ベビーカーや車いすを利用されているお客様に、安全に、安心してご利用いただくため、補助ベルト及び固定ベルトを搭載している。

また、二人乗りベビーカーにお子様を乗せたままバスにご乗車いただける取扱いについて、国に対して、安全に乗車できる方策を検証するように申し入れ、国の実証実験に協力した。国が設置した協議会において取扱いルールが取りまとめられたことを踏まえ、固定ベルトのメーカーとの共同開発などを経て、令和2年9月から一部路線で試行し、令和3年6月からは都営バスの全路線に拡大した。

さらに、他のバス事業者の参考となるよう、情報を

提供しており、令和4年度には都内の主なバス事業者
が同様に扱うようになった。

福祉型車両の導入状況

令和5年4月1日現在

車 両 種 別	導 入 年 度															
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
リフト付超低床バス	0 -2 8	0 -8 0														
らくらくステップバス	0 -5 151	0 -14 137	0 -51 86	0 -38 48	0 -48 0											
ニーリング装置付バス	107 -5 1,077	110 -1 1,186	104 -3 1,287	105 -16 1,376	81 -17 1,440	20 -8 1,452	20 -20 1,452	60 -60 1,452	100 -100 1,452	98 -86 1,464	90 -78 1,476	107 -99 1,484	166 -137 1,513	162 -149 1,526	141 -173 1,494	98 -125 1,467
ノンステップバス	107 -1 1,077	110 -1 1,186	104 -3 1,287	105 -16 1,376	81 -17 1,440	20 -8 1,452	20 -20 1,452	60 -60 1,452	100 -100 1,452	98 -86 1,464	90 -78 1,476	78 -99 1,455	166 -137 1,484	162 -149 1,497	141 -173 1,465	98 -125 1,438
フルフラットバス												29				
												29	29	29	29	29

(注)：ニーリング装置付きバスには、らくらくステップバス、ノンステップバスと重複するものがある。
 枠内の上段は導入車両数、中段は廃車車両数、下段はその年度末の在籍車両数を表す。
 江東区コミュニティバス「しおかぜ」1両及び貸切登録車両5両を除く。
 平成26年度はモニター車2両を除く。

(4) 環境対策

バス車両の多くは、軽油を燃料としたディーゼルエンジンを使用しているため、粒子状物質（PM）、窒素酸化物（NO_x）等を排出する。環境問題への関心が高まっている現在、都営バスでは、東京都の環境対策の一環として、国や環境局の協力を得ながら、低公害バスの導入を進めている。

ア 低公害車両の導入

(ア) 最新排出ガス規制車への更新

ディーゼル自動車の排出ガス規制は2～5年ごとに見直されており、現在、都営バスに在籍している規制車は古い順に新長期規制車、ポスト新長期規制車、平成28年規制車となっている。

都営バスでは、更新する車両をその時点での最新の規制適合車としており、平成29年度からは、平成29年10月から適用された最新の規制である平成28年規制に適合

したノンステップバスを導入している。



【平成28年規制バス】

(イ) ハイブリッドバス

都営バスでは、排出ガス低減対策として、平成3年度からディーゼル・電気式ハイブリッドバス（※2）を、平成5年度からディーゼル・蓄圧式ハイブリッドバス（※3）を導入し、平成19年度からは電気式ハイブリッド・ノンステップバスを導入しており、令和5年4月1日現在、在

※2 ディーゼル・電気式ハイブリッドバス：電気モーターを発進・加速時のエンジンの補助動力とし、排出ガスを低減するバスのこと。

※3 ディーゼル・蓄圧式ハイブリッドバス：油圧モーターを発進・加速時のエンジンの補助動力とし、排出ガスを低減するバスのこと。

移動等円滑化取組計画書

2024 年 6 月 26 日

住 所 東京都多摩市関戸 1 丁目 9 番地 1

事業者名 京王電鉄バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 宮坂 周治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
・ 当社が保有する乗合バス車両においては、2023 年度末時点のノンステップバス導入率は 100%であり、今後もノンステップバスの導入を推進する。なお、すべての一般乗合バスが「公共交通移動等円滑化基準省令」に適合している。今後もノンステップバスの導入を推進する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・ 引き続き安全機器を導入しヒューマンエラーを防止するとともに確実な運転操作およびやさしい運転が行えるよう映像や運転データを活用する。
・ お客様への車内人身事故防止のための啓発活動（乗り込み案内・車内ポスター掲示に加えて運賃表示器へのポスター画像表示）を行う。
・ 事業用自動車総合安全プラン 2025 における重点施策である「超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策」を確実に推進する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ 2024 年度はノンステップバス（大型）を 6 両代替する。 また、コミュニティバス（ポンチョ）を 4 両代替する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期的な教育訓練	全社員に配付した「京王電鉄バスグループ運転教本」「企業理念実践ハンドブック」を活用し、高齢者、障がい者を含む全てのお客様が快適にご乗車いただけるよう定期研修にて教育を行う。
設備の定期点検	車いす乗降設備、バス停留所名表示器、音声案内装置等の各設備について定期的な点検を行う。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の的確な操作	- 車いす乗降設備、バス停留所名表示器、音声案内装置等の各設備を的確に操作する。 - 日々の運行において、運行記録計（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー）を活用し滑らかで快適な運転となるよう技術の向上を図る。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
わかりやすい案内の推進	- 新たに購入する車両より車外の行先表示器を白色LEDにすることで視認性を向上させる。 - 発進時に乗務員による「発車します。おつかまりください」のアナウンスを行い、あわせてバス停発進時の着席確認を乗務員に徹底する。
多様な手段でお客様の声を受付	メールや電話のほか、バス車内にハガキを設置し、お客様の声を幅広く収集・活用する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各種研修における バリアフリー教育 の実施	・ 高齢者疑似体験キットや車いすを用いてバスの乗り降りを体験する研修を実施する。 ・ 運転訓練車やアイトラッカー（視線計測機）を使用したデータを活用し、やさしい運転操作や確実な車内着席確認の手順について教育を実施する。 ・ 車いす対応に関する教育映像を作成し、わかりやすい教育を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車体表示	・ 車いす乗車スペースおよび車体外部に車いすのピクトグラムを掲示し、また優先席付近にステッカーを掲示する。
啓発活動	・ 車内事故防止のポスターを独自に作成して車内に掲出するとともに、バスターミナルにおいて、出発前のバスに社員等が乗り込み、お客様に車内事故防止に関する声掛けを行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 各自治体が開催するバリアフリー推進協議会に参加し、それ以外においても障がい者が参加する会議等に参加し、まちづくりとの連携や各種情報の収集および発信を行う。 ・ 交通エコロジーモビリティ財団主催の「交通サポートマネージャー研修」に社員を派遣する。 ・ 障がい者福祉団体や高齢者福祉団体等との意見交換を行う。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

- ・ 弊社ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2023年度）

住 所 東京都多摩市関戸1丁目9番地1
事業者名 京王電鉄バス株式会社
代表者名 （役職名及び氏名）
代表取締役社長 宮坂 周治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ノンステップバス	・2023年度はノンステップバス（大型）を1両代替する。 また、コミュニティバス（ポンチョ）を1両増車し、3両代替する。	計画通り更新した。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
定期的な教育訓練	・全社員に配付した「京王電鉄バスグループ運転教本」「企業理念実践ハンドブック」を活用し、高齢者、障がい者を含む全体的なお客様が快適にご乗車いただけるよう定期研修にて教育を行う。	計画通り実施した。
設備の定期点検	・車いす乗降設備、バス停留所名表示器、音声案内装置等の各設備について定期的な点検を行う。	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
設備の的確な操作	・車いす乗降設備、バス停留所名表示器、音声案内装置等の各設備を的確に操作する。 ・日々の運行において、運行記録計（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー）を活用し滑らかで快適な運転となるよう技術の向上を図る。	計画通り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
わかりやすい案内の推進	・ 新たに購入する車両より車外の行先表示器を白色LEDにすることで視認性を向上させる。 ・ 発進時に乗務員による「発車します。おつかまりください」のアナウンスを行い、あわせてバス停発進時の着席確認を乗務員に徹底する。	計画通り実施した。
多様な手段でお客様の声を受付	・ メールや電話のほか、全てのバスにハガキを設置し、お客様の声を幅広く収集・活用する。	

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各種研修におけるバリアフリー教育の実施	・ 高齢者疑似体験キットや車いすを用いてバスの乗り降りを体験する研修を実施する。 ・ 運転訓練車やアイトラッカー（視線計測機）を使用したデータを活用し、やさしい運転操作や確実な車内着席確認の手順について教育を実施する。 ・ 車いす対応に関する教育映像を作成し、わかりやすい教育を実施する。	計画通り実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車体表示	・ 車いす乗車スペースおよび車体外部に車いすのピクトグラムを掲示し、また優先席付近にステッカーを掲示する。	計画通り実施した。
啓発活動	・ 車内事故防止のポスターを独自に作成して車内に掲出するとともに、バスターミナルにおいて、出発前のバスに社員等が乗り込み、お客様に車内事故防止に関する声掛けを行う。	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ 各自治体が開催するバリアフリー推進協議会に参加し、それ以外においても障がい者が参加する会議等に参加し、まちづくりとの連携や各種情報の収集および発信を行う。 ⇒渋谷区、杉並区、三鷹市、調布市、府中市、国分寺市、日野市、多摩市の会議に出席した。 ・ 交通エコロジーモビリティ財団主催の「交通サポートマネージャー研修」に社員を派遣する。 ⇒3階の研修に計8名を参加させた。 ・ 障がい者福祉団体や高齢者福祉団体等との意見交換を行う。 ⇒前記協議会の前後で個別の団体等との意見交換を行った。 ※いずれも京王バス株式会社と一体で実施した。
--

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページにて公表

(4) その他

--

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2024年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	127	127	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	14	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	21	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	120	120	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

第 1 号様式（日本産業規格 A 列 4 番）

移動等円滑化取組計画書

住 所 東京都中央区八重洲 2-10-3
事業者名 国際興業株式会社
代表者名 代表取締役社長
黒滝 寛

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客施設及び車両等の整備に関する事項
令和５年度末時点において、当社が保有するノンステップバスの導入率は 74% となっている。今後も定期的な車両更新を実施し、令和 7 年度末迄にノンステップバスの導入率 100%を目指す。
（２）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・運行管理者、指導的地位にある乗務員が外部のバリアフリー研修を受講し、社内でフィードバックを実施するようにする
・車内事故防止を目的に、自治体、町内会等と連携し社内事故防止の啓発活動を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	令和 7 年度末までにノンステップバス導入率 100%となるよう、ノンステップバスの導入を進める。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
安全保安監視要員の配置	高齢者の方や障害のある方のご利用が多い路線を中心として、安全保安監視員を乗車させて、乗降のお手伝いをさせて戴くと共に、車内事故防止やお客様のニーズの把握に努める。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車イスのバスの乗降に関する研修の実施	車椅子のお客様が安全にご利用になれるよう、車いすの介助について外部講師を招き、指導的地位にある乗務員が受講し、社内での教育時に展開する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での情報提供	車内において、バス停車前に離席する車内事故防止の為、掲示物

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
外部研修の定期的な受講	交通エコロジーモビリティ財団の実施する「交通サポートマネージャー研修」を、運行管理者及び指導的地位にある乗務員が受講し、社内での教育時に展開する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内放送による優先利用の広報啓発	車内放送により、車椅子スペースを必要とされているお客様が適正に利用できるよう、優先利用の周知を行う。
訪問啓発の実施	高齢者施設、高齢者団体を訪問し、車内事故防止の啓発を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ 障害のある方を外部講師として招き、介助接遇に関する講習会を開催する。
- ・ 各営業所に乗務員教育用に備え付けの車いすを活用し、新入乗務員を中心に技術向上に努める。
- ・ HPや電話で戴く「お客様の声」を社内で共有し、改善に努める。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

ウェブサイト（弊社ホームページ）に掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 5 年度）

住 所 東京都中央区八重洲2-10-3

事業者名 国際興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒滝 寛

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	令和 7 年度末までにノンステップバス導入率 100%となるよう、ノンステップバスの導入を進める。	計画通り実施済み

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
安全保安監視員の配置	高齢者の方や障害のある方のご利用が多い路線を中心として、安全保安監視員を乗車させて、乗降のお手伝いをさせて戴くと共に、車内事故防止やお客様のニーズの把握に努める。	計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車イスのバスの乗降に関する研修の実施	車椅子のお客様が安全にご利用になれるよう、車いすの介助について外部講師を招き、指導的地位にある乗務員が受講し、社内での教育時に展開する。	外部講師による研修は実施出来ず。社内講師による研修を実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内での情報提供	・車内において、バス停車前に離席する車内事故防止の為、掲示物の変更を実施。 ・駅前等で発車前のバスに事務員が乗り込み、お客様へ走行中の車内移動等の危険について周知する。	・計画通り実施済み ・計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
外部研修の定期的な受講	・交通エコロジーモビリティ財団の実施する「交通サポートマネージャー研修」を、運行管理者及び指導的地位にある乗務員が受講し、社内での教育時に展開する。	計画通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内放送による優先利用の広報啓発	車内放送により、車椅子スペースを必要とされているお客様が適正に利用できるよう、優先利用の周知を行う。	計画通り実施済み
訪問啓発の実施	高齢者施設、高齢者団体を訪問し、車内事故防止の啓発を行う。	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・障害のある方を外部講師として招き、介助接遇に関する講習会を開催する。
 ・各営業所に乗務員教育用に備え付けの車いすを活用し、新入乗務員を中心に技術向上に努めた。
 ・HPや電話で戴く「お客様の声」を社内で共有し、改善に努めた。

(3) 報告書の公表方法

ウェブサイト（弊社ホームページ）に掲載

(4) その他

--

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	874	822	575	247	0	0	0	52	36	0	0	16	0	16	
年度内に 供用を開 始した車 両数	60	60	60	0											
年度内に 供用を廃 止した車 両数	64	64	21	43											
年度末車 両数	868	818	614	204	0	0	0	50	34	0	0	16	0	16	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。